

第 11 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 27 年 11 月 19 日 (木) 午前 10 時 00 分

場 所 津市河芸公民館 2 階 第 1 研修室

出席部会委員 1 池田 長義・2 太田 義政・3 森 恒利・5 青木 正司
9 大田 武士・10 奥山 勘五郎・13 丹羽 芳久・14 前田 紀男
15 杉谷 正美・16 田中 茂人・20 中川 文博
22 中林 長一・23 平井 秀次・43 後藤 勝・48 前川 正次
以上 15 名

欠席委員 6 赤塚 薫・7 伊藤 征一

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第 1 農地部会長職務代理者 杉谷 正美

事務局職員 奥野事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：服部副主幹 美里：小林主幹 安濃：北角担当主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者 5 青木 正司・48 前川 正次

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・使用貸借)

議案第 6 号 非農地証明願について

議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画の
決定について (別冊)

議 事 の 大 要

議 長	<p>本日は、何かとお忙しい中、第11回の農地部会にご出席を賜りありがとうございます。</p> <p>それでは、第11回農地部会を開会させていただきます。</p> <p>本日のご欠席は2名で、6番 赤塚委員、7番 伊藤委員でございます。出席委員は15名です。</p> <p>それでは、私のほうから議事録署名者を指名させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>5番 青木委員、48番 前川委員、よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず初めに、会長の専決等の報告案件に入ります。報告1号から6号まで、事務局から一括してご報告をお願ひいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページから21ページになります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から143で、21ページをお願いします、合計で件数は143件、合計面積は575,280㎡、この内訳は、田が565,657㎡、畑が9,623㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>なお、この中の多くは、後ほど中間管理機構と利用権が設定される農地になります。</p> <p>22ページから25ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1から9で、25ページになりますが、合計で件数は9件、面積は32,839.73㎡で、その内訳は田が25,235㎡、畑が7,538.73㎡、その他、これは台帳地目が井溝で、現況地目が田ですが、これが66㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>26ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。番号1、長屋住宅用地の1件で、面積は田で954㎡でございます。</p> <p>27ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、駐車場用地、番号2、共同住宅用地、番号3、資材置場用地、番号4、駐車場用地、番号5、一般個人住宅用地、番号6、駐車場用地、番号7、一般個人住宅用地</p> <p>以上、件数は7件で、合計面積は4,368㎡、この内訳は田が3,560㎡、畑が808㎡でございます。</p>

28ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、駐車場用地の1件で、面積は、田で182.6㎡でございます。

29ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、一般個人住宅用地の1件で、面積は、田で319㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明があったとおりでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案事項に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書30ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請取消願いについて（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区神戸、受人 _____、面積4,462㎡、渡人 _____、面積3,417㎡ 申請地 半田平木 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積653㎡外1筆 合計面積797㎡です。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農を縮小する渡人からの要望で申請地を譲り受けるものです。

番号2、地区安東、受人 _____、面積8,816㎡ 渡人 _____、面積5,574㎡ 申請地 安東町柳 _____、台帳地目 田、現況地目畑、面積397㎡外1筆 合計面積430㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区雲出、受人 _____、面積5,386㎡ 渡人 _____、面積256㎡ 申請地雲出伊倉津町高峯 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積256㎡。

これにつきましては、受人は、高齢のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区雲出、受人 _____、面積164,053.2㎡ 渡人 _____外1名、面積3,463㎡ 申請地 雲出伊倉津町網高峯 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積2,000㎡外1筆 合計面積3,136㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区上野、受人 _____、面積24,163.6㎡ 渡人 _____、面積2,891㎡ 申請地 河芸町上野曾角 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積311㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区上野、受人 _____、面積9,499㎡ 渡人(亡)_____,申請地河芸町上野酒屋垣内_____,台帳地目・現況地目とも畑、面積357㎡。

これにつきましては、遺言の執行による特定遺贈になります。

番号7、地区明、受人 _____、面積20,227.97㎡ 渡人 _____、面積5,366㎡ 申請地 芸濃町林奥山田_____,台帳地目・現況地目とも田、面積30㎡外3筆 合計面積4,807㎡。

これにつきましては、受人は、自宅周辺で耕作に便利な位置にあることから、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号8、地区草生、受人 _____、面積6,724㎡ 渡人 _____、面積5,708㎡ 申請地安濃町草生野端_____,台帳地目 田、現況地目畑、面積366㎡外2筆で、合計面積621㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号9、地区安濃、受人 _____、面積11,211㎡ 渡人 _____、面積11,211㎡ 申請地 安濃町清水佐倉_____,台帳地目・現況地目とも田、面積671㎡ 外1筆で、合計面積1,332㎡。

これにつきましては、生前部分贈与になります。

以上件数は9件、合計面積は、12,047㎡、この内訳は、田が11,084㎡、畑が963㎡でございます。

いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局のご説明が終わりました。
それでは、地元委員さんのご意見を伺います。
1番、神戸。

池田委員 1番、池田です。別にこれは何も問題がありませんのでよろしく申し上げます。

議長 2番、安東。

太田委員 2番、太田です。受け人は野菜作りをするということですので問題ございません。よろしく申し上げます。

議長 3番、雲出。

大田委員 9番、大田でございます。3番、4番について、特に問題はないということでございますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
5番、6番、上野。

前田委員 14番、前田です。5番、6番。異存ありません。

議長 7番、明。
私でございます。一つの地番を見てもらいますと、地番が4枚続いておりますので、ひとところの農地でございます。事務局の説明どおりで何ら問題がないと思います。よろしく申し上げます。
8番、草生。

平井委員 23番、平井です。事務局の説明どおり何ら問題ございませんので、よろしく申し上げます。

議長 9番、安濃。

中林委員 22番、中林。この9番の安濃の件は、ただいま説明がありましたとおり、生前贈与でございまして、問題はございませんので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定いたします。
次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）。事務局のご説明をお願いいたします。

事務局 32ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。
番号1、地区栗真、申請者小菅久夫、申請地栗真小川町西浦1586番1、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積165㎡です。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、少なくとも昭和54年以前には、既に住宅が建築されており、始末書が提出されておりますことから追認しようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。
番号2、地区栗真、申請者 _____、申請地 栗真小川町西浦 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積139㎡。
これにつきましては、申請地を車庫用地とするものですが、昭和45年に、既に車庫を建築されており、始末書が提出されておりますことから追認しようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。
番号3、地区安東、申請者 _____、申請地 渋見町大坪 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積187㎡。
これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。農地区分は農業振興地域内の農業用施設用地となっております。

番号4、地区黒田、申請者 _____、申請地河芸町南黒田樋廻 _____、
台帳地目 田、現況地目 宅地、面積552㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅及び倉庫用地とするものですが、昭和46年に、既に住宅及び倉庫が建築されており、始末書が提出されておりますことから追認しようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区明、申請者 _____、申請地 芸濃町中縄藤之森 _____、
台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積781㎡外1筆 合計面積862㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものですが、7月10日に事前着工されており、始末書が提出されておりますことから追認しようとするものです。

パネル設置面積は、354.2㎡で、転用面積の41.1%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は5件で、合計面積は、1,905㎡、この内訳は、田で820㎡、畑で1,085㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺います。
1番、2番は栗真。

青木委員 5番、青木です。1番、2番、事務局の説明どおり何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議長 3番、安東。

太田委員 2番、太田です。現地確認していただきました。地元の委員さんで。問題ございません。よろしく申し上げます。

議長 4番、黒田。

丹羽委員 13番、丹羽です。事務局の説明どおり何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
5番、私でございます。事務局の説明どおり何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号については

許可することに決定をいたします。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

33ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区安東、受人 _____、渡人 _____、申請地北河路町山角 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積558㎡です。

これにつきましては、受人は渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、291.6㎡、転用面積の52.3%にあたります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区高茶屋、受人 _____(株)代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町瓦ヶ野 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積196㎡外1筆 合計面積414㎡。

これにつきましては、受人は渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものですが、20年ほど前から竹林としており、渡人から始末書の提出があります。

パネル設置面積は128.04㎡、不整形地で、水路もあることから、土地の利用率は転用面積の30.9%にあたります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区村主、受人 _____、渡人 _____、申請地安濃町川西岡副 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積60㎡。

これにつきましては、受人は渡人から申請地を譲り受け、駐車場用地とするものですが、災害により崩れた申請地を復旧する際に、駐車場として整備し、利用されている旨の経緯書が提出されておりますことから、追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4と番号5は一体利用地になりますので合わせて説明させていただきます。

番号4、地区明合、受人 (株) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地安濃町田端上野小谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,490㎡外1件 合計面積1,622㎡。

番号5、地区明合、受人 (株) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地安濃町田端上野小谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積482㎡。

この2件につきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一体利用の上、10区画の建売分譲住宅用地とするものです。農地区分は、いずれも第2種農地と判断されます。

番号6、地区安濃、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町内多見泥 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積22㎡。

これにつきましては、受人は渡人から申請地を譲り受け、畑への通路用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件、合計面積は、3,158㎡、このうち田が690㎡、畑が2,468㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺います。
1番、安東。

太田委員 2番、太田です。13日に北部の委員さんとで現地確認をしていただきました。問題ございませんのでよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
2番、高茶屋。

奥山委員 10番、奥山です。何ら問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
3番、村主。

平井委員 23番、平井です。事務局の説明どおり何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
4番、5番は、明合。

中林委員 22番、中林。4番、5番は、事務局の説明どおり、一体利用にて約10戸の分譲住宅として転用するものでございます。何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
6番、安濃。

中林委員 22番、中林です。6番は、ただいま説明がありましたように、奥の畑へ出入りをするための通路用地として購入をしたいということでございまして、何ら問題ございません。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可することに決定いたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

34ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区白塚、借人 _____(株)代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 白塚町境 _____、台帳地目、現況地目とも畑、面積653㎡外4筆 合計面積2,353㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に15カ月間の賃貸借権を設定し、申請地を _____ の仮設事務所及び駐車場用地として一時転用するものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区大里、借人 _____(株)代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 大里山室町砂之谷 _____、台帳地目、現況地目とも田、面積1,426㎡のうち358㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に13カ月間の賃貸借権を設定し、申請地を _____ の仮設現場事務用地として一時転用するものです。農地区分は、農業振興地域の農用地になります。

番号3、地区安濃、借人 _____(株)代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 安濃町清水北浦 _____、台帳地目、現況地目とも畑、面積699㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、371.64㎡、転用面積の53.2%になります。農地区分は、第2種農地になります。

番号4、地区安濃、借人 _____(株)代表取締役 _____、貸人 _____外1名、申請地安濃町内多起シ _____、台帳地目、現況地目とも畑、面積773㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、420.54㎡、転用面積の55%になります。農地区分は、第2種農地になります。

件数はこの4件で、合計面積は4,183㎡、このうち田が1,197㎡、畑が2,986㎡です。

いずれの案件も、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

地元委員さんのご意見をお伺いいたします。

1番、白塚。

青木委員

5番、青木です。事務局の説明どおり何ら問題ありませんので、よろしくお願い致します。

議 長	ありがとうございます。2番、大里。
事 務 局	伊藤部会長の地区になりますけれども、本日欠席されておりますので、事前に了解しておるといことで、ご連絡をいただいております。
議 長	ありがとうございます。3番、4番、安濃。
中林委員	22番、中林。3番、4番とも、太陽光発電施設として賃貸借権を設定するもので、異議はございません。
議 長	ありがとうございました。 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、4号議案については許可することに決定いたします。 次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	35ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。 番号1、地区楡形、借人 _____外1名、貸人 _____、申請地 殿村挟間谷____、台帳地目・現況地目とも畑、面積264㎡外1筆 合計面積458㎡です。 これにつきましては、借人は、貸人と永年の使用貸借権を設定し分家の一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。 番号2、地区村主、借人 _____、貸人 _____、申請地安濃町浄土寺コメガイ____、台帳地目、現況地目とも田、面積248㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に永年の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上件数は2件で、合計面積は、706㎡、このうち田が248㎡、畑が458㎡です。 いずれの案件も、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。 それでは、地元委員さんのご意見をお伺いいたします。 1番、楡形。
森 委員	3番、森です。この件は11月12日、南部の委員さんと現地確認をいたし

ました。借主の_____と貸主は親子関係でございまして、現地は_____と隣接をしておるところでございます。特に問題はありません。

議 長 ありがとうございます。
2番、村主。

平井委員 23番、平井です。事務局の説明どおりでして何ら問題ないと思っておりますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがな
でございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可することに決定いたします。
次に、議案第6号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 36ページをお願いします。
議案第6号 非農地証明願について でございます。
番号1、地区白塚、願出者 _____、申請地 白塚町南永定_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積82㎡外5筆 合計面積598㎡です。
これにつきましては、平成4年10月28日、国土地理院撮影の航空写真により申請地に建物が建築されていることが確認できます。
このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。
番号2、地区椋本、願出者 _____、申請地 芸濃町椋本菖蒲谷_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積271㎡。
これにつきましては、建物の全部事項証明書により、平成5年に鉄骨造の物置が建築されていることが確認できます。
このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。
以上件数は2件で、合計面積は869㎡、この内訳として、田が496㎡、畑が373㎡でございます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。
地元委員さんのご意見を伺います。
1番、白塚。

青木委員	5番、青木です。何ら問題はないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 2番、棕本。
田中委員	16番、田中です。地元委員と現地確認に行っておりました。現在、建築されておりまして、20年以上経過していますので、問題はなかろうという意見に達しております。よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがなでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第6号については証明することに決定いたします。 次に、別冊でお配りいたしました、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。 表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。 各地区別に、下の合計欄で説明いたします。 まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で658, 645㎡、畑の使用貸借で2, 115㎡、契約件数は154件でございます。 河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で25, 028㎡、契約件数は13件でございます。 安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で326, 084㎡、畑の賃貸借、使用貸借で2, 375㎡、契約件数は57件でございます。 芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で194, 894㎡、畑の使用貸借で29, 643㎡、契約件数は60件でございます。 美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で7, 199㎡、契約件数は3件でございます。 香良洲地区につきましては、田の賃貸借で2, 336㎡、契約件数は1件でございます。 以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて1, 214, 186㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で34, 133㎡、合計契約件数は288件、合計面積は1, 248, 319㎡となっております。 次に認定農業者への集積状況でございます。 地区別の認定農業者への集積は津地区で29件、河芸地区、6件、安濃地区、23件、芸濃地区、5件、美里地区、1件で、合計64件、合計面積は249, 345㎡でございます。 今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤

強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。説明が終わりました。皆さん、いかがなものでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については適正であると認め市長に進達することにいたします。

以上をもちまして本部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

以上で、第11回第1農業部会を終了いたします。

午前10時40分

上記は、第11回第1農地部会の議事を録したものである。

平成27年11月19日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____